

堺市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

堺市職員退職手当支給条例施行規則（昭和38年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第16条を第18条とし、第15条の2を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

（通知の方法）

第17条 条例第11条第3項（条例第12条第10項及び第13条第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規則で定める方法は、退職手当管理機関（条例第10条第2号に規定する退職手当管理機関をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第11条第3項に規定する公示事項をいう。以下同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（退職手当管理機関の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。以下同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）退職手当管理機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- （2）インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附 則

この規則は、堺市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（令和7年条例第**37**号）の施行の日から施行する。